

○地域交通安全活動推進委員制度運営規程

(平成 2 年 12 月 25 日公安委員会規程第 10 号)

改正 平成 6 年 12 月 13 日公安委員会規程第 16 号 平成 10 年 3 月 18 日公安委員会規程第 2 号
平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号 平成 16 年 6 月 29 日公安委員会規程第 6 号
平成 16 年 12 月 24 日公安委員会規程第 8 号 平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号
平成 17 年 12 月 20 日公安委員会規程第 5 号 平成 23 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号
平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号 令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号

地域交通安全活動推進委員制度運営規程を次のように定める。

地域交通安全活動推進委員制度運営規程

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 地域交通安全活動推進委員(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 地域交通安全活動推進委員協議会(第 11 条―第 17 条)
- 第 4 章 雑則(第 18 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 29 に規定する地域交通安全活動推進委員(以下「推進委員」という。)及び法第 108 条の 30 に規定する地域交通安全活動推進委員協議会(以下「協議会」という。)の運営等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第 2 条 推進委員及び協議会の運営については、法第 108 条の 29 及び第 108 条の 30 の規定並びに地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成 2 年国家公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 地域交通安全活動推進委員

(委嘱)

第 3 条 推進委員の委嘱は、岡山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が警察署長の推薦により、委嘱状(様式第 1 号)を交付して行うものとする。

2 警察署長は、前項の規定により推進委員を推薦するときは、当該警察署の管轄区域内に住居を有し、法第 108 条の 29 第 1 項に規定する要件を満たしている者のうちから適任者を選び、地域交通安全活動推進委員委嘱推薦書(様式第 2 号)を公安委員会に提出して行うものとする。

(推進委員の周知)

第4条 公安委員会は、警察署長に対し、委嘱された推進委員の住所及び氏名を警察署掲示板に掲示するなど関係地域の住民に周知させるものとする。

(定数)

第5条 推進委員の活動区域別定数は、別表のとおりとする。

(活動区域)

第6条 規則第1条第1項の推進委員の活動区域は、推進委員の住居地を管轄する警察署の管轄区域内とする。

(任務)

第7条 推進委員の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第4条に規定する活動に関すること。
- (2) 地域における交通安全思想の普及及び高揚に関すること。
- (3) 警察の行う交通安全活動への協力に関すること。
- (4) 良好な道路環境づくりの推進に関すること。
- (5) その他前各号の目的を達成するため、地域の特性に応じ必要と認められること。

(委嘱時講習)

第8条 公安委員会は、規則第8条に規定する講習を、推進委員の住居地を管轄する警察署長に行わせるものとする。

(指導員)

第9条 公安委員会は、規則第9条に規定する指導を行うために交通安全活動推進委員指導員(以下「指導員」という。)を置くものとする。

2 指導員は、推進委員に対し指導、教養及び助言を行うとともにその活動を積極的に支援するものとする。

(解嘱等)

第10条 公安委員会は、法第108条の29第5項の規定により推進委員を解嘱するときは、当該推進委員に対し地域交通安全活動推進委員解嘱通知書(様式第3号)を送付し、解嘱の理由を通知するとともに弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該推進委員の所在が不明等の理由により通知できないときは、この限りでない。

2 警察署長は、推進委員について解嘱事由を認知したときは、地域交通安全活動推進委員解嘱事由認知報告書(様式第4号)に関係資料を添えて、公安委員会に報告するものとする。

3 警察署長は、推進委員が辞職を申し出たときは、辞職願(様式第5号)の提出を求め、公安委員会の承認を得るものとする。

4 公安委員会は、法第108条の29第5項の規定により解嘱するとき、又は前号の辞職願を承諾したときは、解嘱状(様式第6号)を交付するものとする。

第3章 地域交通安全活動推進委員協議会

(協議会の設置)

第 11 条 協議会は、法第 108 条の 30 第 1 項の規定に基づき警察署ごとに設置するものとする。

2 前項で定める協議会の名称は、管轄警察署の地区名を冠しその後「地域交通安全活動推進委員協議会」と付するものとする。

(顧問)

第 12 条 協議会に顧問を置くことができるものとする。

2 顧問は、警察署、交通関係機関・団体及び学識経験者のうちから総会の承認を得て会長が委嘱するものとする。

(総会)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年 1 回会長が招集し、議長には会長をもって充てるものとする。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに招集するものとし、議長には会長をもって充てるものとする。

4 総会は、推進委員をもって構成し、過半数の出席をもって成立するものとする。

5 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

(役員会)

第 14 条 役員会は、会長が必要と認めるときに招集するものとする。

(公安委員会に対する意見具申)

第 15 条 規則第 13 条に規定する推進委員の活動に関する意見具申は、交通安全活動に関する意見具申書(様式第 7 号)により当該地区協議会を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

2 意見具申は地区協議会の議決により行うものとする。

3 警察署長は、交通安全活動に関する意見具申書の中に自らの意見を付記することができるものとする。

(協議会に対する報告又は資料の提出要求)

第 16 条 公安委員会は、規則第 14 条の規定に基づく報告又は資料の提出を求めるときには、地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する報告・資料提出要求書(様式第 8 号)により行うものとする。

(協議会に対する勧告)

第 17 条 公安委員会は、規則第 15 条の規定に基づき、協議会に対して改善に必要な勧告をするときは、地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する勧告書(様式第 9 号)により行うものとする。

第 4 章 雑則

(文書の保存)

第 18 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
地域交通安全活動推進委員委嘱推薦書	交通企画課	3 年
地域交通安全活動推進委員解嘱事由認知報告書	交通企画課	5 年
辞職願	交通企画課	5 年
交通安全活動に関する意見具申書	交通企画課	3 年
地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する報告・資料提出要求書	受理した警察署	3 年
地域交通安全活動推進委員協議会の運営に関する勧告書	受理した警察署	3 年

附 則

この規程は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 13 日公安委員会規程第 16 号)

この規程は、平成 6 年 12 月 13 日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 18 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 29 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 24 日公安委員会規程第 8 号)

この規程中第 1 条の改正規定は平成 17 年 3 月 7 日から、第 2 条の改正規定は同年 3 月 22 日から、第 3 条の改正規定は同年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 29 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 2 月 25 日公安委員会規程第 1 号)

この規程〔中略〕は公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 29 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた行政庁の処分又はこの規程の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第 5 条関係)

地域交通安全活動推進委員活動区域別定員

警察署名	推進委員数	備考
岡山中央	38	
岡山東	10	
岡山西	40	
岡山南	31	
岡山北	6	
赤磐	5	
備前	8	
瀬戸内	5	
玉野	13	
児島	12	
倉敷	28	
水島	15	
玉島	12	
笠岡	8	
井原	10	
総社	5	
高梁	5	
新見	5	
真庭	8	
津山	17	

美作	7	
美咲	4	
計	292	